報告第１８号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

番号	損害賠償の相手方	損害賠償の額	専決処分日	概　　要
1	神奈川県横浜市在住個人	１１，０００円	令和７年１０月８日	事故日：令和７年８月２８日 ・ごみ集積所の近くに置いてあった被害者所有の段ボール箱を誤ってごみとして収集・処分した。 （環境政策部）
2	東京都目黒区在住個人	３，３００円	令和７年１１月４日	事故日：令和７年５月１４日 ・歩行中の被害者が、ガードパイプに取り付けられた反射板の金具に引っ掛かり、衣類を破損した。 （土木部）
3	東京都渋谷区在住個人	１８，８１０円	令和７年１１月６日	事故日：令和７年６月２６日 ・自転車で走行中の被害者が、電柱の巻き看板を留めている針金に引っ掛かり、衣類を破損した。 （土木部）